

令和2年12月17日

各報道機関 御中

連絡先	
課係名	市政改革課
電話番号	0598-53-4350

1. 発表事項 松阪市行政手続きの押印等の見直しについて

行政手続きにおける押印の必要性等については、国の見直し検討とあわせ、現在本市でも部局ごとの検討段階にありますが、この度本市における対象件数等が集計できましたので公表します。

本市ではすでに、庁内の決裁手続きは平成28年1月に電子化を済ませ、今年度には申請書そのものの自書作成を不要とする「書かない窓口」を開始するなど、手続き効率化の取組を進めてきましたが、引き続き現在押印を求めている3,015件の手続きについて、令和3年4月を目途として、法令等の改正状況にも留意しながら、必要のない押印手続きは「廃止」する方向で見直しを進めていきます。

2. 集計結果 (R2.12.4時点)

押印を求めている手続き書類 (全手続き 3,450 件中)	3,015 件
【様式の根拠】	
・ 法令・国指針等	501 件
・ 市条例・規則・要綱等	1,822 件
・ その他・なし	692 件
.....	
【検討の状況】	
・ 検討中又は検討済	590 件
(内 廃止予定)	142 件)
(内 存続予定)	94 件)
・ 法令等を参考に今後検討	2,425 件
計	3,015 件
・ 今年度廃止したもの	6 件